



第1章 はじめに

1 計画策定の背景，目的

市の最上位計画「調布市総合計画」では、まちの将来像として「ともに生きともに創る 彩りのまち調布」を掲げており、その基本構想において、「誰もが安全で円滑に移動できる、交通環境が整ったまち」を目指しています。

市民の移動を支える公共交通に目を向けると、鉄道による東西方向の移動に加え、道路整備の進捗に伴い路線バスなどによる南北方向の移動を支えるネットワークの構築が着実に進展しています。一方、都市計画道路や地区内道路の整備がされていない地域では、路線バスが走行できる幅員の道路が少なく、公共交通のネットワークが及ばない場所も点在しています。また国分寺崖線や布田崖線による坂道の多さなど、市特有の地理的な特徴があります。

そうした中で、市は交通事業者と協力しながら、「調布市ミニバス」をはじめとする公共交通施策を推進し、市内の移動の利便性を確保してきました。昨今の社会情勢の変化により公共交通の在り方の変化を迫られている状況においても、市民の移動を支える地域公共交通を持続させていくためには、市、交通事業者、市民が相互理解のもと、計画的に取組を進める必要性が生じています。

さらに、近年は移動需要の多様化や情報技術の発展、地球環境への配慮など、地域交通やモビリティを取り巻く環境は大きな変化を迎えており、今後実施すべき交通施策を掲げた「調布市総合交通計画」の基本目標や基本方針に示す内容を実現していくには、持続可能で包摂的な公共交通の在り方など、幅広い視野での検討が望まれます。

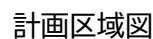
以上を踏まえて、市の地域公共交通について、既存の公共交通や都市計画事業、市民の移動制約などを確かめつつ、地域に適した持続可能な公共交通の実現に向けた取組方針、目標、施策を示す計画として、令和8（2026）年3月、「調布市地域公共交通計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

2 計画期間

本計画の計画期間は「調布市総合計画」の期間（令和5（2023）年度～令和12（2030）年度）と整合するよう令和8（2026）年度～令和12（2030）年度とします。計画期間内においては市の各種計画と連携して施策を実施します。

	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12
調布市総合計画（R5.3）								
調布市基本構想 調布市基本計画								
調布市都市計画マスタープラン・ 立地適正化計画（R5.8）								
調布市総合交通計画（R5.3）								
調布市地域公共交通計画								

計画区域は市全域とします。なお、公共交通ネットワークは近隣市区とつながり形成されているため、計画事業においては近隣市区と連携を図ることとします。



（１）持続可能な開発目標（SDGs）

本計画の上位計画である調布市総合計画では、調布市が目指すべき将来都市像を示した基本構想を定めており、この基本構想では、SDGs に掲げられた各目標の達成に資する取組を推進するため、環境問題やジェンダー平等などの視点を含め、様々な施策を展開していくことが不可欠としています。公共交通分野においても、施策 26「快適な公共交通環境の整備」に関連する目標を掲げており、本計画を通じて目標達成に向けた取組を実施します。



施策26 快適な公共交通環境の整備

目的

対象 ……市民、市内公共交通機関の利用者
意図 ……安全、快適、円滑に目的地まで移動できる

施策と関連するSDGsの目標（ゴール）



施策の方向

将来の交通需要や都市基盤の整備と合わせた効率的な公共交通ネットワークを形成するとともに、交通安全対策の推進、環境への負荷の少ない自転車利用の促進などを通じて、誰もが安心して移動できる快適な交通環境が整備されたまちづくりを進めます。

出典 調布市総合計画（令和5（2023）年3月） 基本計画（抜粋）

（2）デジタル技術の活用、環境保全

近年、デジタル技術の活用、環境保全の推進が社会全体で求められています。

デジタル技術の進展、活用においては、「調布市デジタル化総合戦略1.0」を策定し、「デジタルの活用で一人ひとりの幸せを実現する地域社会」を掲げ、デジタル技術を活用して市民一人ひとりのニーズに応じたサービス提供を目指しています。市民が必要なときに必要な情報を活用できる社会を目指し、モビリティ分野でのデータ活用を推進しています。

環境保全においては、令和3（2021）年3月に市長が「2050年ゼロカーボンシティ」を目指すことを表明しています。また、令和8（2026）年3月策定予定の「調布市気候変動アクションプログラム」では、交通機関の脱炭素化のため、徒歩や自転車、公共交通機関など環境にやさしい移動手段や走行時にCO₂を排出しない自動車（ZEV）の普及促進につながる環境整備を推進することとしています。



出典

（左）官民 ITS 構想・ロードマップ これまでの取組と今後の ITS 構想の基本的考え方（令和3年 内閣官房 IT 総合戦略室）

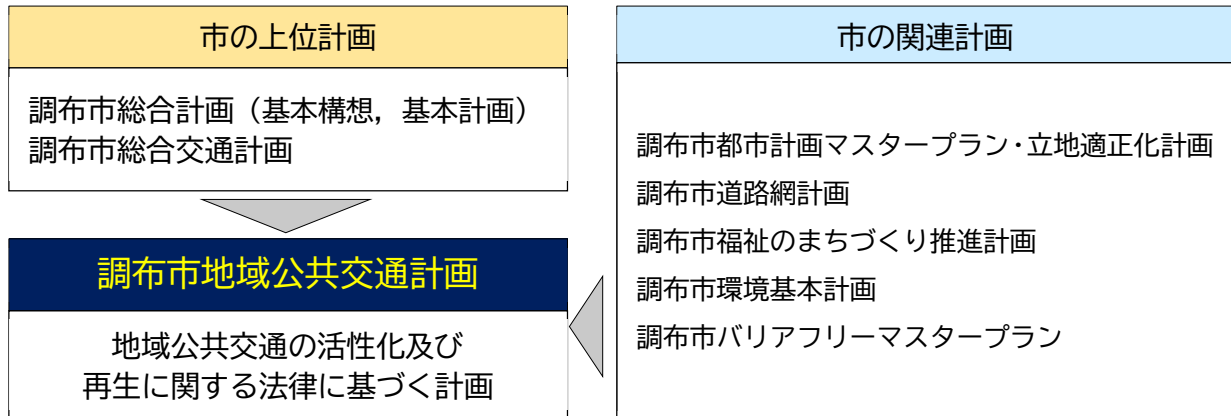
（右）調布市地球温暖化対策啓発キャラクター「ゴヤたん」「完熟ゴヤたん」



5 上位・関連計画

本計画は上位計画である調布市総合計画、調布市総合交通計画及び調布市都市計画マスタープラン・立地適正化計画などの関連計画との整合を図ります。

■計画の体系図



■上位・関連計画一覧

■東京における地域公共交通の基本方針 （令和4（2022）年3月策定，令和8（2026）年度中に改定予定）

少子高齢化・人口減少の進行や，新型コロナ危機を契機とした「新しい日常」への対応，脱炭素社会の実現などが求められる中で，2040年代における地域公共交通の目指す姿と，その実現に向けた取組の方向性を示した計画。多様な主体の参画とまちづくりとの連携により，地球環境と調和し，様々なニーズにきめ細かく対応できる，持続可能な地域公共交通サービスを実現することを理念とし，地域特性に応じ，鉄道・バス・コミュニティ交通・シェアモビリティ等が充実し，MaaSや自動運転などの新技術が活用され，誰もが快適に移動できる姿を目指す将来像として描いている。

■調布市総合計画（基本構想・基本計画）（令和5（2023）年3月）

調布市における最上位計画であり，住民全体で共有する自治体の将来目標や施策を示した計画。まちの将来像として「ともに生き ともに創る 彩りのまち調布」を掲げるとともに，実現に向けて8つの基本目標を定めている。公共交通については，基本目標のうち「地域の特徴を生かした快適で利便性に富むまちをつくるために」実現のため，「利便性の高い交通体系の確立」「快適な公共交通環境の整備」に取り組むこととしている。

■調布市総合交通計画（令和5（2023）年3月）

調布市都市計画マスタープランにおける交通部門を補完し，目指すべき将来像や将来都市像等の実現に向けて，今後実施すべき交通施策の基本方針を示した計画。この中で，「“安全・安心・快適”を支える交通」「“環境”に配慮した交通」「“活力・魅力”を支える交通」の3つの基本目標が設定されている。公共交通については，基本目標に基づき，「効率的な公共交通ネットワークの実現」「公共交通利用環境の整備」などに取り組むこととしている。

**■調布市都市計画マスタープラン・立地適正化計画（令和5（2023）年8月）**

都市計画マスタープランは、市の都市計画の基本的な考え方を示すものであり、市におけるまちづくりの総合的な指針となる計画。

立地適正化計画は、都市計画マスタープランで掲げるまちづくりの目標を実現するための方策として、集約型の地域構造への再編に向けた誘導方針を示すもの。

この中で、都市計画の目指すべき将来都市像として、「住み続けたい 緑につつまれるまち 調布」を掲げるとともに、拠点・軸からなる将来都市構造等を掲げている。公共交通に関しては、交通分野におけるまちづくりの基本方針として「交通利便性の向上のため、公共交通体系の充実を図る」こととし、バス交通の充実、新たな都市交通環境の形成に向けた取組、バリアフリー重点整備地区の特定事業計画の支援・推進および各事業者が連携しやすい環境づくりに取り組むこととしている。

■調布市道路網計画（平成28（2016）年3月策定，令和8（2026）年3月改定予定）

広域的な移動を支える都市計画道路を対象とした「広域道路網計画」と、広域的な道路を補完し地区内の移動を支える地区内道路を対象とした「地区内道路網計画」により構成した計画。

調布市の将来都市像の実現に必要な「目指すべき道路網」を設定し、整備優先度の考え方をまとめたうえで、優先的に整備すべき路線等を定めた「道路整備プログラム」を設定している。本計画に基づき、計画的な道路整備を推進している。

なお、本計画は、東京都と関係市区町で検討している「東京における都市計画道路の整備方針」と整合を図ることとしている。

■調布市福祉のまちづくり推進計画（令和6（2024）年3月）

調布市福祉のまちづくり条例におけるユニバーサルデザインの理念に基づき、ハード・ソフトの両面から福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画。

公共交通に関しては、基本目標の1つである「誰もが移動・社会参加しやすいまちづくりの推進」に向けて、誰もが安全で快適に移動し、外出ができるよう、高齢者、障害者等のニーズや状況等を踏まえて、移動支援に関する取組の充実を図ることとしている。

■調布市環境基本計画（令和8（2026）年3月策定予定）

環境保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため策定された計画。

公共交通に関しては、「みらいへつなぐ ちょうふ ゼロカーボンプロジェクト」の実現に向けて、省エネや創エネ等の取組、EV等の普及と公共交通の利便性向上、資源循環の強化を一体で進めるプロジェクトを実施することとしている。

二酸化炭素排出の削減に向けて、環境負荷の小さい自動車利用や環境に配慮した移動手段の促進を目指すこととしている。

■調布市バリアフリーマスタープラン（令和4（2022）年4月）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）に基づき、バリアフリー化を促進する地区とその方針について定める計画。

公共交通に関しては、移動等円滑化促進地区（駅を中心とした交通結節点を含む地区）のバリアフリー化の推進に向けた「バリアフリー方針」において、公共交通のバリアフリー化の促進に向けた共通の配慮事項が整理されている。



6 交通手段の対象範囲

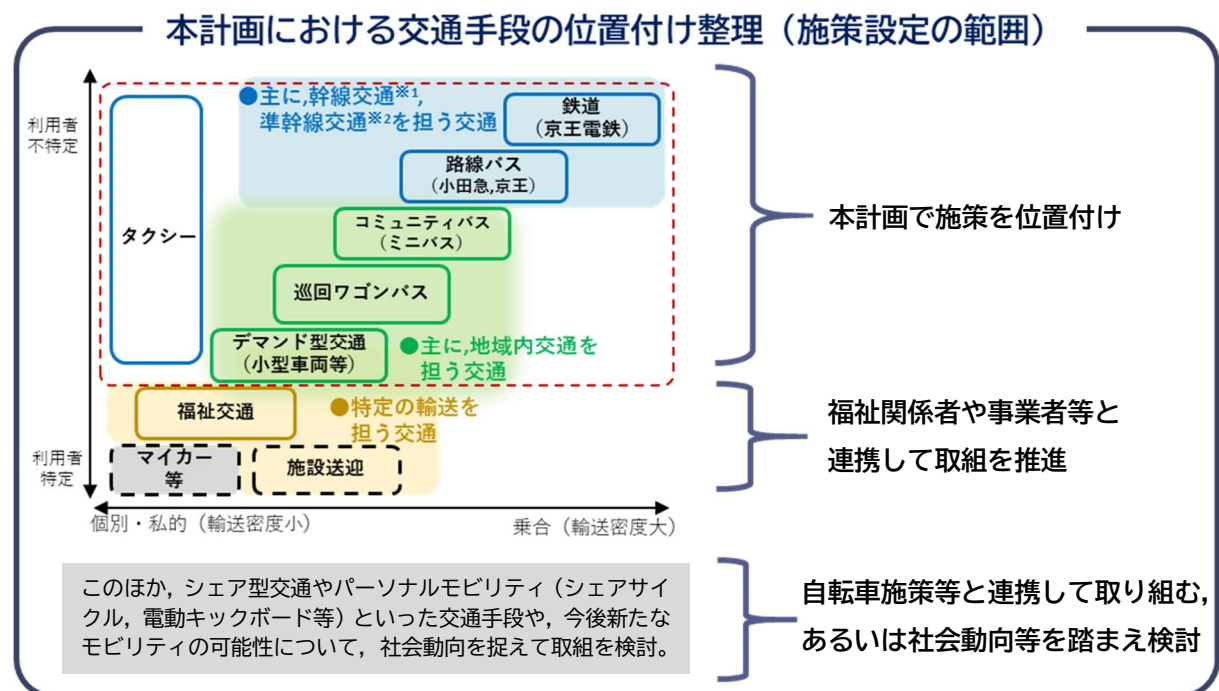
市内には、鉄道や路線バスのように不特定多数が利用する乗合交通、地域の方が中心となる巡回ワゴンバスやデマンド型の乗合交通、個別に利用する乗用交通であるタクシーのほか、移動制約のある方^{※1}をはじめ特定の方が利用する福祉交通、施設送迎など、多様な交通手段があります。

本計画では、下図に示す多様な交通手段を市内交通手段として捉えていますが、計画に基づく施策の設定については、不特定多数の輸送手段となる乗合交通、乗用交通について主として位置付けています。福祉交通^{※2}や施設送迎については福祉分野等と連携しながら取り組むこととします。

また、シェア型交通やパーソナルモビリティ（シェアサイクル、電動キックボード等）といった交通手段、新たなモビリティの可能性については、社会的動向を捉えつつ検討していくこととします。

※1：交通工学用語では「心身機能の障害あるいは低下などにより健常な人に比べて移動に制約がかかる人」を移動制約者として定義しており、高齢者、障がい者、妊産婦、子連れの人、荷物を持った人などが含まれる。

※2：公共交通機関の利用が困難な高齢者や障害者、要介護者などを対象に、移動を支援するための個別輸送サービスを示す。福祉有償運送や福祉タクシー、あるいは福祉施設の送迎サービス等が該当する。



将来目指す姿

公共交通を中心としながら福祉交通、個別交通と連携し、一体となり移動しやすい調布市を目指していく

（例：公共交通における地域内交通の役割の拡大により、公共交通と福祉交通の境界力バーやつながりを深める）

公共交通

福祉交通

個別交通

※1 幹線交通：市内の中心拠点から市内の南北の骨格となるバス路線

※2 準幹線交通：市内の地域拠点から各地域や生活拠点を結ぶバス路線